

## 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会情報公開に関する規則

### (目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理又は運営している、社会福祉事業並びに社会福祉施設の管理等の業務及び財務等に関する資料（以下「情報」という）の公開について、必要な事項を定めることにより、関係者の本会に対する、理解と信頼を深め、協力を得て、出雲市の社会福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

### (情報公開の場所)

第2条 本会の情報を公開し、閲覧に供する場所は、出雲市今市町543番地、出雲市平田町2112番地1、出雲市佐田町反邊1747番地6、出雲市多伎町小田50番地、出雲市湖陵町三部1352番地、出雲市大社町杵築南1397番地2及び出雲市斐川町上庄原1766番地2の本会事務室とする。

### (情報公開及び閲覧に供する時間)

第3条 情報公開及び閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、本会会長が必要と認めるときは、情報公開及び閲覧に供する時間を変更することができる。

### (情報公開場所の休日)

第4条 情報を公開し閲覧に供する場所の休日は、次のとおりとする。ただし、本会会長が必要であると認めるときは、休日に開設し、又は臨時に休日を定めることができる。

- (1) 年始 1月1日から同月3日まで
- (2) 年末 12月29日から同月31日
- (3) 土曜日、日曜日及び国民の祝日

### (情報公開の内容)

第5条 本会は、別表1の業務及び財務等に関する情報について公開し、一般の閲覧に供するものとする。

### (情報等の備え置く期間)

第6条 前条に規定する情報等の備え置く期間等は、別表1のとおりとする。

### (公開しない情報)

第7条 本会会長は、情報公開にあたって、次の各号に該当するものは、公開しないことができる。

- (1) 個人又は法人その他の団体に関する情報であって、特定の個人等が識別され、又は識別がされ得るもの
- (2) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 法令等の規定により、明らかに公開することができないと認められるもの

### (公開を請求できる者)

第8条 何人も、本会に対して情報の公開を請求することができる。ただし、債権者が社会福祉法第45条の3第2項第2号または第4号に掲げる請求をするときは、本会が別に定め

た費用を支払うものとする。

(情報を閲覧し異議のある場合)

第9条 第5条に規定する公開情報等を閲覧し、公開情報に異議のある者は、別表の異議申立書を本会会長に提出することができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から一部改正し施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。

別表 1

番号	業務及び財務等に関する情報	備え置く場所及び期間等
1	定款及び規則並びに規程	主たる事務所及び従たる事務所に常時
2	貸借対照表	定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
3	収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）	定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
4	貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算）の附属明細書	定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
5	事業報告	定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
6	事業報告の附属明細書	定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
7	監査報告	定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
8	財産目録	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
9	役員名簿	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
10	評議員名簿	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
11	理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
12	法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他法人に関する基本情報	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
13	終了した会計年度の翌会計年度の初日における評議員の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
14	終了した会計年度の翌会計年度の初日における役員の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
15	終了した会計年度の翌会計年度の初日における職員の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
16	終了した会計年度における評議員会の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
17	終了した会計年度における理事会の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
18	終了した会計年度における監事の監査の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
19	終了した会計年度における事業等の概要	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
20	終了した会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の及びその進捗の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
21	終了した会計年度末における社会福祉充実	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間

	残額の算定の根拠	しを3年間
22	法人に関する情報の公表等の状況	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
23	事業計画書	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間
24	収支予算書	主たる事務所に5年間、従たる事務所に写しを3年間

別紙様式（第9条関係）

異議申立書

平成 年 月 日

社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会  
会長 様

異議申立人

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

( 年 月 日 歳)

次のとおり異議申立てをします。

異議申立の趣旨	
異議申立の理由 及び内容	
備考	